

一体的に利用される互いの建築物の部分  
 エ 巡査派出所  
 オ 路線バスの停留所の上家  
 カ 令第130条の4第5号に掲げるもの  
 キ 物置その他これに類する用途に供する建築物の部分で、次に掲げる要件に該当するもの  
 (ア) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。  
 (イ) 建築物の部分の水平投影の前面道路に面する長さを敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さで除した数値が5分の1以下であること。  
 (ウ) 建築物の部分から前面道路の境界線までの距離が1メートル以上であること。  
 ク アからキまでに掲げるもののほか、建築物の部分で高さが1.2メートル以下のもの

「ク アからキまでに掲げるもののほか、建築物の部分で高さが1.2メートル以下のもの」に

改める。

別表第2の(31)の表建築物の用途の制限の項、別表第2の(35)の表建築物の用途の制限の項、別表第2の(36)の表建築物の用途の制限の項、別表第2の(37)の表建築物の用途の制限の項、別表第2の(40)の表建築物の用途の制限の項及び別表第2の(44)の表建築物の用途の制限の項中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改める。

別表第2の(46)の表建築物の用途の制限の項中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、「(13) 法別表第2(る)項に掲げる建築物」を削る。

別表第2の(47)の表建築物の用途の制限の項及び別表第2の(52)の表建築物の用途の制限の項中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改める。

別表第2の(54)の表建築物の用途の制限の項中「(11) 法別表第2(ち)項に掲げる建築物」を削り、「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同表建築物の高さの最高限度の項を削る。

別表第2の(57)の表建築物の用途の制限の項中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改める。

**附 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**広島市条例第43号**

平成27年6月29日

広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

**広島市市営住宅等条例の一部を改正する条例**

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「第29条第1項」を「第39条」に改める。

別表第1白鳥ブロック住宅の項、吉鳥ブロック住宅の項、吉鳥アパートの項及び宮の裏住宅の項を削る。

別表第3吉鳥ブロック住宅附設駐車場の項及び吉鳥アパート附設駐車場の項を削り、同表南観音アパート等附設駐車場の項の次に次のように加える。

|               |              |
|---------------|--------------|
| 南観音南アパート附設駐車場 | 広島市西区観音新町三丁目 |
|---------------|--------------|

**附 則**

この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、第7条第2項第2号の改正規定並びに別表第1白鳥ブロック住宅の項及び宮の裏住宅の項を削る改正規定は公布の日から、別表第3に南観音南アパート附設駐車場の項を加える改正規定は同日から起算して4か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

**広島市条例第44号**

平成27年6月29日

市議会議員の議員報酬の特例に関する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

**市議会議員の議員報酬の特例に関する条例**

広島市議会の議長、副議長及び議員に支給する平成27年7月分から平成31年4月分までの議員報酬の額は、市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年広島市条例第39号）の規定にかかわらず、同条例第2条に定めるそれぞれの議員報酬の月額から、同月額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

**附 則**

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成31年4月30日限り、その効力を失う。

**規 則**

**広島市規則第57号**

平成27年6月29日

地方自治法第152条の規定による市長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

**地方自治法第152条の規定による市長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則**

地方自治法第152条の規定による市長の職務代理者に関する規則（昭和39年広島市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「西藤公司」を「室田哲男」に改め、同条第2

号中「荒本徹哉」を「竹内功」に改める。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

広島市規則第58号

平成27年6月29日

広島市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島市消防団の組織に関する規則（昭和30年広島市規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表佐伯消防団の項中「石内上一丁目」の右に「、石内東一丁目、石内東二丁目、石内東三丁目、石内東四丁目」を加える。

附 則

この規則は、平成27年8月3日から施行する。



広島市告示第306号

平成27年6月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成27年6月1日

広島市長 松井 一 實

| 事業者<br>名称 | 事業所          |                       | サービスの種類  |
|-----------|--------------|-----------------------|----------|
|           | 名称           | 所在地                   |          |
| 株式会社悠愛    | ヘルパーステーション悠愛 | 広島市西区南観音八丁目6番24-202号  | 訪問介護     |
| 株式会社悠愛    | ヘルパーステーション悠愛 | 広島市西区南観音八丁目6番24-202号  | 介護予防訪問介護 |
| 株式会社随喜    | やわの会訪問介護事業所  | 広島市安佐北区三入南二丁目35番22-4号 | 訪問介護     |
| 株式会社随喜    | やわの会訪問介護事業所  | 広島市安佐北区三入南二丁目35番22-4号 | 介護予防訪問介護 |
| 株式会社ファイト  | リハプライド井口     | 広島市西区井口五丁目29番3号       | 通所介護     |

|                |                  |                 |                        |
|----------------|------------------|-----------------|------------------------|
| 株式会社ファイト       | リハプライド井口         | 広島市西区井口五丁目29番3号 | 介護予防通所介護               |
| 社会福祉法人寿老園老人ホーム | 介護老人福祉施設寿老園      | 広島市東区山根町38番23号  | 介護予防短期入所生活介護           |
| 社会福祉法人寿老園老人ホーム | 地域密着型介護老人福祉施設寿老園 | 広島市東区山根町38番23号  | 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護 |

広島市告示第307号

平成27年6月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成27年6月1日

広島市長 松井 一 實

| 事業者<br>名称      | 事業所            |                    | サービスの種類 |
|----------------|----------------|--------------------|---------|
|                | 名称             | 所在地                |         |
| 株式会社リライアンス     | 居宅介護支援相談室コスモス  | 広島市中区八丁堀1番8-802号   | 居宅介護支援  |
| サンステップ<br>有限会社 | 居宅介護支援事業所げんき大町 | 広島市安佐南区緑井一丁目28番36号 | 居宅介護支援  |

広島市告示第308号

平成27年6月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成27年6月1日

広島市長 松井 一 實

| 事業者<br>名称 | 事業所            |                     | サービスの種類                        |
|-----------|----------------|---------------------|--------------------------------|
|           | 名称             | 所在地                 |                                |
| 株式会社サルート  | グループホームとまとやすにし | 広島市安佐南区高取南一丁目26番21号 | 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護 |

広島市告示第309号

平成27年6月2日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、

で、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 名称                 | 所在地                | 指定年月日      |
|--------------------|--------------------|------------|
| 小規模多機能ホームあかり       | 広島市西区三滝本町二丁目1-1-27 | 平成22年11月1日 |
| グループホーム「こもれびの家」    | 広島市西区山手町10-6       | 平成27年4月1日  |
| グループホームはるかぜ        | 広島市安佐北区亀山南二丁目8-20  | 平成27年5月1日  |
| はるかぜのヘルパー          | 広島市安佐北区亀山南二丁目8-20  | 平成27年5月1日  |
| ケアホームディア・レスト可部     | 広島市安佐北区亀山一丁目17-16  | 平成27年3月1日  |
| ディア・レスト可部居宅介護支援事業所 | 広島市安佐北区亀山一丁目17-16  | 平成27年3月1日  |
| ヘルパーステーションビジテ      | 広島市安芸区中野東四丁目8-1    | 平成25年3月18日 |
| 訪問介護ステーションビジテ      | 広島市安芸区中野東四丁目8-1    | 平成25年3月18日 |

広島市告示第310号

平成27年6月2日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 廃止年月日      | 事業所の名称           | 所在地                 | 事業者（法人）の名称 |
|------------|------------------|---------------------|------------|
| 平成27年3月31日 | グループホーム「ふあみり一大宮」 | 広島市西区大宮三丁目1-18      | 有限会社誠友     |
| 平成27年4月30日 | グループホームはるかぜ      | 広島市安佐北区亀山南二丁目5-20-5 | 有限会社かざぐるま  |
| 平成27年4月30日 | はるかぜのヘルパー        | 広島市安佐北区亀山南二丁目5-20-5 | 有限会社かざぐるま  |
| 平成25年3月17日 | ヘルパーステーションビジテ    | 広島市安芸区中野東四丁目7-39    | 医療法人せのがわ   |
| 平成25年3月17日 | 訪問介護ステーションビジテ    | 広島市安芸区中野東四丁目7-39    | 医療法人せのがわ   |

広島市告示第311号

平成27年6月4日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として下記のとおり指定しま

す。

広島市長 松井一實

記

| 名称             | 医療機関コード | 所在地                    | 指定の期間                 |
|----------------|---------|------------------------|-----------------------|
| 医療法人社団光仁会 梶川病院 | 0210458 | 広島市西区天満町8番7号           | 平成27年4月1日～平成33年3月31日  |
| よしじまクリニック      | 0124451 | 広島市中区吉島新町一丁目4番1号       | 平成27年6月1日～平成33年5月31日  |
| 緑井脳神経外科        | 0223774 | 広島市安佐南区緑井五丁目29番18-201号 | 平成27年4月1日～平成33年3月31日  |
| かなで薬局ヒロシマ      | 0247330 | 広島市佐伯区利松三丁目6番29号       | 平成27年6月1日～平成33年5月31日  |
| 広島駅前サン薬局       | 0147662 | 広島市南区東荒神町3-35          | 平成25年11月2日～平成31年11月1日 |
| 全快堂薬局本店        | 0147886 | 広島市安芸区船越三丁目13-15       | 平成27年5月1日～平成33年4月30日  |
| 訪問看護ステーションまごころ | 0190733 | 広島市南区仁保二丁目5番39号        | 平成27年5月1日～平成33年4月30日  |

広島市告示第312号

平成27年6月5日

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同法第5条第4項の規定により、その概要を告示します。

なお、当該特定施設の設置をすることが環境に及ぼす影響についての事前評価に関する事項を記載した書面は、平成27年6月5日から同年6月26日までの間、広島市環境局環境保全課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 申請者等

(1) 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

申請者の住所 広島県安芸郡府中町新地3番1号

申請者の名称 マツダ株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 小飼 雅道

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

事業場の所在地 広島市南区小磯町174番地

事業場の名称 マツダ株式会社

2 申請内容

63(※)廃ガス洗浄施設を7基新設します。特定施設の新設により循環水が発生しますが、通常状態で排水はありません。メンテナンスの際に排水が発生しますが、工場が稼働していない時又は排水量が少ない時に実施するため、最大

排出水量及び負荷量は変化しません。

これに伴う排水口における汚染状態、排出水の量、汚濁負荷量はいずれも変更ありません。

- (1) 特定施設の種類、能力及び使用方法

別紙1のとおり。

- (2) 汚水等の処理の方法

別紙2のとおり。

- (3) 排出水の汚染状態及び量

別紙3のとおり。

別紙1、別紙2及び別紙3 略



**広島市告示第313号**

平成27年6月8日

平成27年第3回広島市議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

- 1 招集日 平成27年6月15日
- 2 招集場所 広島市役所



**広島市告示第314号**

平成27年6月9日

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同法第5条第4項の規定により、その概要を告示します。

なお、当該特定施設の設置をすることが環境に及ぼす影響についての事前評価に関する事項を記載した書面は、平成27年6月9日から同年6月29日までの間、広島市環境局環境保全課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 申請者等
  - (1) 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
 

申請者の住所 東京都港区港南二丁目16番5号

申請者の名称 三菱重工業株式会社

代表者の氏名 取締役社長 宮永 俊一
  - (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
 

事業場の所在地 広島市西区観音新町四丁目6番22号

事業場の名称 三菱重工業株式会社広島製作所観音工場

- 2 申請内容
 

71-2 科学技術に関する研究等を行う事業場の用に供する(イ)洗浄施設を2基設置します。

当該施設の湿式フィルターの水は、循環利用後に廃液回収して産業廃棄物として委託処理するため、排水はありません。

これに伴って、排出水量と負荷量は変更ありません。

- (1) 特定施設の種類、能力及び使用方法

別紙1のとおり。

- (2) 汚水等の処理の方法

別紙2のとおり。

- (3) 排出水の汚染状態及び量
- 別紙3のとおり。

別紙1、別紙2及び別紙3 略



**広島市告示第315号**

平成27年6月9日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 

広島市佐伯区五日市町大字石内字中郷の4164番1
- 2 開発面積
 

170.89㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
 

広島市安佐南区西原八丁目11番17-103号コーポ木下

佐伯 英寛
- 4 検査済証交付年月日
 

平成27年6月9日



**広島市告示第316号**

平成27年6月9日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
  - 1-3工区（別紙1のとおり。）
  - 1-4工区（別紙1のとおり。）
  - 1-6工区（別紙1のとおり。）
- 2 開発面積
  - 2工区（別紙1のとおり。）
  - 8-1工区（別紙1のとおり。）
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
 

広島市中区東千田町二丁目9番29号

広島電鉄株式会社

代表取締役 椋田 昌夫
- 4 検査済証交付年月日
 

平成27年6月9日

（別紙1）

開発区域に含まれる地域の名称（1-3工区）



| 区  | 大字 | 字   | 地番   |
|----|----|-----|--|
| 佐伯 | 石内 | 砂糖造 | 652番4<br>計1筆                                       |
| 〃  | 〃  | 割田  | 6183番4の全部並びに6183番3の一部<br>計2筆                       |
| 〃  | 〃  | 京良木 | 6274番2の全部並びに6263番1、6273番3、6274番1、6274番3の各一部<br>計5筆 |
| 〃  | 〃  | 笹ヶ原 | 6276番1、6276番3、6298番1の各一部<br>計3筆                    |
| 合計 |    |     | 11筆  |

(別紙1)

開発区域に含まれる地域の名称(1-4工区)

| 区  | 大字 | 字   | 地番                       |
|----|----|-----|--------------------------|
| 佐伯 | 石内 | 平旗  | 560番、568番の各一部<br>計2筆     |
| 〃  | 〃  | 京良木 | 6267番の一部<br>計1筆          |
| 〃  | 〃  | 笹ヶ原 | 6276番1、6298番1の各一部<br>計2筆 |
| 合計 |    |     | 5筆                       |

(別紙1)

開発区域に含まれる地域の名称(1-6工区)

| 区  | 大字 | 字   | 地番                      |
|----|----|-----|-------------------------|
| 佐伯 | 石内 | 細小屋 | 542番2<br>計1筆            |
| 〃  | 〃  | 平旗  | 545番、546番1、547番3<br>計3筆 |
| 〃  | 〃  | 梶田  | 6328番1<br>計1筆           |
| 合計 |    |     | 5筆                      |

(別紙1)

開発区域に含まれる地域の名称(2工区)

| 区  | 大字 | 字   | 地番   |
|----|----|-----|--|
| 佐伯 | 石内 | 砂糖造 | 648番、649番、650番、657番、661番の各一部<br>計5筆              |
| 〃  | 〃  | 割田  | 6169番、6190番の各一部<br>計2筆                           |
| 〃  | 〃  | 鷹ノ巣 | 6192番1、6193番の各一部<br>計2筆                          |
| 〃  | 〃  | 京良木 | 6262番1、甲6263番2、6263番1、丙6271番1、丙6271番2の各一部<br>計5筆 |
| 合計 |    |     | 14筆  |

(別紙1)

開発区域に含まれる地域の名称(8-1工区)

| 区  | 大字 | 字   | 地番                   |
|----|----|-----|----------------------|
| 佐伯 | 石内 | 高地神 | 614番、617番の各一部<br>計2筆 |

|    |   |     |  |
|----|---|-----|--|
| 〃  | 〃 | 砂糖造 | 648番、649番、661番の各一部<br>計3筆  |
| 〃  | 〃 | 鷹ノ巣 | 6191番、6192番1、6192番3、6193番の各一部<br>計4筆                                 |
| 〃  | 〃 | 京良木 | 6262番2の全部並びに6252番、6254番、6257番、6262番1、甲6263番2、6263番1、6267番の各一部<br>計8筆 |
| 〃  | 〃 | 笹ヶ原 | 6276番1、6298番1の各一部<br>計2筆   |
| 合計 |   |     | 19筆  |

(別紙2)

開発区域の面積

| 工区名   | 面積(m <sup>2</sup> ) |
|-------|---------------------|
| 1-3工区 | 462.00              |
| 1-4工区 | 1,344.96            |
| 1-6工区 | 3,698.39            |
| 2工区   | 26,271.80           |
| 8-1工区 | 9,770.47            |
| 合計    | 41,547.62           |

広島市告示第317号

平成27年6月9日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 施術者  | 施術所             |                                | 業務の種類  | 廃止年月日       |
|------|-----------------|--------------------------------|--------|-------------|
|      | 名称              | 所在地                            |        |             |
| 福永博文 | 整骨院ZEN 広島院      | 広島市南区皆実町二丁目8-17                | 柔道整備   | 平成26年10月31日 |
| 金丸正樹 | 和整骨院みゆき院        | 広島市南区字品御幸一丁目9-12 イオンみゆき内       | 柔道整備   | 平成26年10月31日 |
| 永田荘一 | 和整骨院字品院         | 広島市南区字品東六丁目1-15 イオン字品店内        | 柔道整備   | 平成26年10月31日 |
| 増野一葉 | こころ安佐南鍼灸治療院     | 広島市安佐南区大町東三丁目24-7 コスモスハイッシバタ2階 | はり・きゅう | 平成26年5月15日  |
| 三山健  | からだイキイキはりきゅう整骨院 | 広島市安佐南区祇園一丁目3-24 アーバン田部Ⅲ1F     | はり・きゅう | 平成27年6月1日   |

広島市告示第318号

平成27年6月9日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として、次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 5 columns: 施術者, 名称, 所在地, 業務の種類, 指定年月日. Rows include 福永博文, 金丸正樹, 藤本淳三, 河村大地.

広島市告示第319号

平成27年6月9日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので、告示します。

広島市長 松井一實

Table with 2 columns: 文書名, 印影を印刷する公印の名称. Row: いきいきタクシーチケット (交換差額) (障害者用).

広島市告示第320号

平成27年6月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第321号

平成27年6月10日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市佐伯区五日市町大字石内字信金の4087番4
2 開発面積
164.43㎡
3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市佐伯区坪井一丁目27番11号202
中島 大介
4 検査済証交付年月日
平成27年6月10日

広島市告示第322号

平成27年6月11日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

Table with 5 columns: 施術者, 名称, 所在地, 業務の種類, 指定年月日. Rows include 蒲文, 竹邊竜司.

広島市告示第323号

平成27年6月12日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者

Table with 3 columns: 名称, 住所, 代表者. Row: アイリーヤマザキ 広島下祇園店.

- 2 委託した期間

契約締結日から平成28年3月31日まで

広島市告示第324号

平成27年6月15日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受ける分任出納員  
別紙のとおり。
- 2 委任する事務
  - (1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納
  - (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日  
平成27年6月16日
- 4 委任期間  
平成27年6月16日から同年9月17日まで  
(別紙)

| 設置場所  | 取扱場所     | 氏名     | 委任期間                       |
|-------|----------|--------|----------------------------|
| 競輪事務局 | サテライト大和  | 根本 茂信  | H27. 6. 16 ~<br>H27. 9. 17 |
| 競輪事務局 | いわき平競輪場  | 諏江 仁   |                            |
| 競輪事務局 | サテライトかしま | 久保木 隆広 |                            |
| 競輪事務局 | 松戸競輪場    | 上野 真一  |                            |
| 競輪事務局 | サテライト船橋  | 廣瀬 英樹  |                            |
| 競輪事務局 | 佐世保競輪場   | 松本 浩二  |                            |

広島市告示第325号

平成27年6月15日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受ける分任出納員  
別紙のとおり。
- 2 委任する事務
  - (1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納
  - (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日  
平成27年8月25日
- 4 委任期間  
平成27年8月25日から同年9月17日まで  
(別紙)

| 設置場所  | 取扱場所  | 氏名    | 委任期間 |
|-------|-------|-------|------|
| 競輪事務局 | 玉野競輪場 | 山下 浩二 |      |

|       |          |        |
|-------|----------|--------|
| 競輪事務局 | サテライト笠岡  | 若松 秀敏  |
| 競輪事務局 | 防府競輪場    | 小坂 一人  |
| 競輪事務局 | サテライト宇部  | 酒井 孝子  |
| 競輪事務局 | 高松競輪場    | 櫻又 浩   |
| 競輪事務局 | 小松島競輪場   | 壽満 靖司  |
| 競輪事務局 | サテライト徳島  | 増井 稔人  |
| 競輪事務局 | 高知競輪場    | 国沢 隆   |
| 競輪事務局 | サテライト南国  | 木村 祐介  |
| 競輪事務局 | サテライト安田  | 武田 昌司  |
| 競輪事務局 | 松山競輪場    | 沖廣 善久  |
| 競輪事務局 | サテライトこまつ | 山野本 慶三 |
| 競輪事務局 | サテライト西予  | 田中 傑計  |
| 競輪事務局 | 函館競輪場    | 中村 謙三  |
| 競輪事務局 | サテライト札幌  | 村田 剛   |
| 競輪事務局 | サテライト石狩  | 野澤 和雄  |
| 競輪事務局 | サテライト男鹿  | 松村 めぐみ |
| 競輪事務局 | 千葉競輪場    | 大堀 嘉昭  |
| 競輪事務局 | サテライト市原  | 湯沢 秀臣  |
| 競輪事務局 | サテライト鴨川  | 井上 馨   |
| 競輪事務局 | 名古屋競輪場   | 児玉 英希  |
| 競輪事務局 | 岸和田競輪場   | 牟田 親也  |
| 競輪事務局 | サテライト大阪  | 吉野 博   |
| 競輪事務局 | 久留米競輪場   | 豊福 浩二  |
| 競輪事務局 | サテライト北九州 | 岡崎 明美  |
| 競輪事務局 | サテライト中洲  | 石橋 克彦  |
| 競輪事務局 | 武雄競輪場    | 小田 修   |
| 競輪事務局 | サテライト宮崎  | 松尾 博文  |
| 競輪事務局 | サテライトみぞべ | 黒尾 聖洋  |
| 競輪事務局 | サテライト三股  | 福田 哲久  |
| 競輪事務局 | サテライト鹿児島 | 加古 亮太  |

H27. 8. 25 ~  
H27. 9. 17

広島市告示第326号

平成27年6月16日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市安佐北区亀山九丁目の3044番2の一部、3045番2、3046番、3048番2、3049番2、3050番1、3051番1、3053番、3054番、3055番2、3060番2、3061番、3062番、3063番、3073番、3074番、3075番、3077番、3078番、3079番、3080番、3132番2、3140番5、3140番6、3140番7、3046番地先の水路、3051番から3073番地先の水路、3079番地先の水路、3075番から3074番地先の里道、3073番地先の里道
- 2 開発面積  
7,807.20㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷字谷和2175

社会福祉法人かつぎ会  
理事長 西本 克命  
4 検査済証交付年月日  
平成27年6月16日

~~~~~  
**広島市告示第327号**

平成27年6月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示第328号**

平成27年6月18日

景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱（平成26年広島市告示第581号）を改正したので告示し、平成27年7月1日（第6条第4項の改正規定は、同年10月1日）から施行します。

広島市長 松井 一 實

**景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱**

（目的）

第1条 この要綱は、良好な都市景観の形成を図るため、市民、事業者、行政が、計画段階からその場の持つ景観上の特性や景観形成の方向性について理解し共通認識を持ち、景観法に基づく届出等に先立って行う事前協議について必要な事項を定めるものとする。

（美観形成基準）

第2条 この要綱に基づく建築物、工作物、開発行為等又は屋外広告物若しくは屋外広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の美観形成の指針として定める基準（以下「美観形成基準」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 建築物、工作物、及び開発行為等にあつては、広島市景観計画（平成26年広島市告示第386号）における景観計画重点地区（以下「景観計画重点地区」という。）又は同計画における一般区域（以下「一般区域」という。）ごとに定める景観形成の方針及び形態意匠の基準並びに別図第1又は第2に定める高さの基準（景観計画重点地区のうち、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（B地区及びC地区に限る。）及び縮景園周辺地区に限る。以下これらの地区を「高さの基準を有する地区」という。）
- (2) 屋外広告物又は掲出物件にあつては、広島市屋外広告物条例（昭和54年広島市条例第65号。以下「屋外広告物条例」という。）第12条第1項に規定する景観形成広告整備地区（以下「景観形成広告整備地区」という。）においては

景観形成広告整備地区ごとに定める同条第2項の広告物景観形成指針、景観形成広告整備地区以外の市域においては別表第1に示す基準

（事前協議の対象及び時期）

第3条 市長は、次に掲げる行為を行おうとする者（以下「建築主等」という。）に対し、当該行為の計画（以下「建築計画等」という。）について、市長と事前協議を行うよう指導するものとする。

- (1) 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知が必要な行為
- (2) 景観形成広告整備地区における屋外広告物の表示又は掲出物件の設置。ただし、リバーフロント・シーフロント地区のエリアにおける屋外広告物の表示又は掲出物件の設置にあつては河川・港湾からの景観に影響を及ぼすおそれがあるものに限るものとする。
- (3) 前2号のほか、景観計画重点地区のうち原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（A地区、B地区及びD地区に限る。）、平和大通り沿道地区及び縮景園周辺地区における平和記念公園、平和大通り又は縮景園からの景観に影響を及ぼすおそれのある行為（法第8条第2項第4号口の「景観重要公共施設」の整備に関する事項が定められた施設に係るものを除く。）

2 事前協議は、次に掲げる日の14日前（高さが4.5メートルを超える建築物又は工作物にあつては、60日前）までに開始するものとする。

- (1) 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知が必要な行為にあつては、当該届出又は通知の日
- (2) 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置のうち、屋外広告物条例第3条の規定により許可又は同条例第12条第6項本文の規定による届出が必要な行為にあつては当該許可の申請又は届出の日、その他の行為にあつては行為着手の日
- (3) 景観計画重点地区のうち原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（A地区、B地区、及びD地区に限る。）、平和大通り沿道地区及び縮景園周辺地区における平和記念公園、平和大通り又は縮景園からの景観に影響を及ぼすおそれのある行為にあつては、行為着手の日

3 第1項の事前協議を行う場合においては、建築主等は、所定の協議書に、別表第2の左欄に掲げる行為の内容に応じて同表の右欄に掲げる図書を添付して提出するものとする。

（高さに関する建築計画等についての事前協議）

第4条 高さの基準を有する地区において、建築物又は工作物の高さ（塔屋等を含む。以下同じ。）が、別図第1又は第2に定める高さの基準を超える場合においては、市長は、建築主等に対し、前条第1項の規定による事前協議に先立ち、建築物又は工作物の基本設計を行おうとするときなどできるだけ早い時期に、建築計画等について市長と事前協議を行うよう指導するものとする。



2 前項の規定により事前協議を行う場合においては、建築主等は、所定の協議書に、景観シミュレーションの結果及び別表第2に定める図書のうち、建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面、当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真、当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面、建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図、当該行為後の建築物又は工作物及び当該建築物又は工作物の周辺の状況を示す図面を添付して提出するものとする。この場合において、当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面については植栽等の外構の記載を、建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図については各部仕上げ等建築物又は工作物の高さに関わりのないものの記載を、それぞれ省略することができるものとする。  
(協議等)

第5条 建築主等が、第3条第1項及び前条第1項の事前協議の対象となる行為を行う場合は、第2条に規定する美観形成基準に適合するように努めるものとする。

2 市長は、第3条第3項の協議書等の提出があった場合においては、建築主等と建築物又は工作物等の美観形成に関する協議を行うものとする。なお、この場合において、景観形成広告整備地区以外の市域で建築物又は工作物に付帯等する屋外広告物又は掲出物件がある場合は、建築物又は工作物に係る協議と併せて当該屋外広告物又は掲出物件についても協議を行うものとする。

3 市長は、前項の協議が調った場合においては、速やかに、当該協議に係る所定の協議済証を、建築主等に交付するものとする。

4 市長は、前条第2項の協議書等の提出があった場合においては、建築主等と建築物又は工作物の高さに関する協議を行うものとする。

5 市長は、前項の協議が調った場合においては、速やかに、当該協議に係る所定の協議済証を、建築主等に交付するものとする。

6 第2項及び第4項の協議は、第2条に規定する美観形成基準に基づいて行うものとする。  
(広島市景観計画の届出等に関する事項)

第6条 市長は、別表第3の左欄に掲げる行為の種類に応じて同表の右欄に掲げる手続が必要なものについては、建築主等に対し、これらの手続の前に、法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知を行うよう指導するものとする。

2 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。)第1条第3項の規定により、行為の内容に全く変更がない場合に限り、第5条第3項の協議済証の写しを添付することにより、同規則第1条第2項又は広島市景観条例(平成18年広島市条例第39号)第9条第2項に定める図書の添付を省略できるものとする。

3 第5条第2項の協議が調った場合において、市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為につい

て、法第18条第1項の規定による行為の着手の制限期間を同条第2項の規定により7日に短縮するものとする。

4 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに、所定の届出書を市長に提出するものとする。

5 第2項の規定は、広島市屋外広告物条例施行規則(昭和55年広島市規則第30号)第6条第1項において準用する同規則第2条ただし書の規定により、屋外広告物条例第12条第6項本文の規定による届出について準用する。  
(その他)

第7条 この要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第6条第3項の規定は、平成27年2月5日以降に法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為に着手するものについて適用する。

この要綱の施行に伴い、「建築物等景観協議(一般都市美協議)制度」、「平和大通り沿道建築物等美観形成要綱」、「リバーフロント建築物等美観形成協議制度」、「西風新都アーバンデザイン推進要綱」、「原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱」及び「縮景園周辺建築物等美観形成要綱」は廃止する。

附則

1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。ただし、第6条第4項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

2 第6条第4項の改正規定は、平成27年10月1日以後にす  
る法第16条第1項又は第2項の規定による届出について適用する。

別表第1(第2条関係)

できる限り最小限の設置個所数及び大きさとする。  
文字等のデザイン・色は、ごちゃごちゃしたものやけばけばしいものは避け、建築物又は工作物との調和に配慮する。  
原則、屋上広告物は設けない。  
テナント名は、建築物又は工作物の入り口付近にパネル等により集合表示する。

別表第2(第3条第3項、第4条第2項関係)

| 行為の内容                                  | 図書  |
|--|---|
| 法第16条第1項若しくは第2項による届出又は同条第5項による通知が必要な行為 | (1) 当該行為の種類(建築物に係る行為、工作物に係る行為、開発行為等の別)に応じて、法施行規則第1条第2項又は景観条例第9条第2項に定める図書<br>(2) 第5条第2項の規定により、建築物又は工作物に係る協議と併せて屋外広告物又は掲出物件についても協議を行う場合は、この表の屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の項の右欄に掲げる図書のうち(2)、(3)及び(5)<br>(3) 高さが4.5メートルを超える建築物又は工作物に係る行為の場合、景観シミュレーションの結果等の当該行為による都市景観に与える影響の分かるもの |

|   |   |
|---|---|
| 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置   | (1) 付近見取図<br>(2) 寸法、構造等に関する仕様書及び図面<br>(3) 意匠、色彩、照明等に関する図書<br>(4) 景観計画に基づく許可基準チェックリスト<br>(5) 景観チェックリスト（第一面：届出行為概要書、第二面：基準チェック表）<br>(6) 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を行う建築物又は工作物及び敷地の周辺の状況を示す写真 |
| 景観計画重点地区のうち原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（A地区、B地区、及びD地区に限る。）、平和大通り沿道地区及び縮景園周辺地区における平和記念公園、平和大通り又は縮景園からの景観に影響を及ぼすおそれのある行為 | 行為の内容を表す図面  |

別表第3（第6条第1項関係）

| 行為の種類       | 手続                              |   |
|-------------|---------------------------------|---|
| 建築物に係る行為    | 建築基準法（昭和25年法律第201号）             | 第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認申請<br>第18条第2項の規定による計画通知   |
| 工作物に係る行為    | 建築基準法（昭和25年法律第201号）             | 第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認申請（工作物）<br>第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第2項の規定による計画通知（工作物） |
| 開発行為        | 都市計画法（昭和43年法律第100号）             | 第29条第1項又は第2項の規定による許可の申請<br>第34条の2第1項の規定による協議  |
| 土石の採取       | 採石法（昭和25年法律第291号）               | 第33条の規定による認可の申請<br>第42条の2の規定による協議   |
|             | 砂利採取法（昭和43年法律第74号）              | 第16条の規定による認可の申請<br>第43条の規定による協議   |
| 鉱物の掘採       | 鉱業法（昭和25年法律第289号）               | 第63条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定による認可の申請   |
| 土地の形質の変更    | 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）          | 第8条第1項の規定による許可の申請<br>第11条の規定による協議   |
| 屋外における土石の堆積 | 広島県土砂の適正処理に関する条例（平成16年広島県条例第1号） | 第16条の規定による許可の申請   |
|             | 広島市土砂堆積等規制条例（平成16年広島市条例第36号）    | 第5条の規定による認可の申請  |

|            |                                |   |
|------------|--------------------------------|---|
| 廃棄物等の物件の堆積 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） | 第7条第1項の規定による許可の申請<br>第14条第1項の規定による許可の申請 |
|------------|--------------------------------|---|

広島市告示第329号

平成27年6月19日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日  
平成27年6月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設的方式  
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。  
(別紙)

| 区分    | 下水を排除する区域 |                      | 排水施設的方式 |
|-------|-----------|----------------------|---------|
|       | 区名        | 町名                   |         |
| 汚水を排除 | 東区        | 福田一丁目の一部             | 分流式     |
|       | 西区        | 南観音八丁目及び古江西町の各一部     |         |
|       | 安佐南区      | 伴中央二丁目の一部            |         |
|       | 安佐北区      | 可部南一丁目の一部            |         |
|       | 安芸区       | 上瀬野一丁目及び矢野東四丁目の各一部   |         |
|       | 佐伯区       | 五日市中央三丁目及び五日市四丁目の各一部 |         |

広島市告示第330号

平成27年6月19日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する日  
平成27年6月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称  
別紙のとおり。  
(別紙)